令和元年第２回定例会

三　沢　市　議　会　会　議　録

第３号（令和元年９月１３日）

◎議事日程

第１　市政に対する一般質問

（本定例会に提出された事件）

第２　認定第１号　平成３０年度三沢市一般会計歳入歳出決算認定について

第３　認定第２号　平成３０年度三沢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

第４　認定第３号　平成３０年度三沢市食肉処理センター特別会計歳入歳出決算認定について

第５　認定第４号　平成３０年度三沢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

第６　認定第５号　平成３０年度三沢市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第７　認定第６号　平成３０年度三沢市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第８　認定第７号　平成３０年度三沢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第９　認定第８号　平成３０年度三沢市水道事業会計決算認定について

第10　認定第９号　平成３０年度三沢市立三沢病院事業会計決算認定について

第11　議案第13号　令和元年度三沢市一般会計補正予算（第２号）

第12　議案第14号　令和元年度三沢市介護保険特別会計補正予算（第１号）

第13　議案第15号　三沢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14　議案第16号　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第15　議案第17号　三沢市駅前広場設置条例の一部を改正する条例の制定について

第16　議案第18号　三沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第17　議案第19号　三沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第18　議案第20号　三沢市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

第19　議案第21号　三沢市立三沢病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第20　議案第22号　三沢市消防本部手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第21　議案第23号　市道の路線の廃止について

第22　議案第24号　市道の路線の認定について

第23　議案第25号　有線放送施設アンテナ設置工事請負契約の締結について

第24　総括質疑

第25　特別委員会の設置及び議案の付託

第26　特別委員会委員の選任

◎本日の会議に付した事件

第１　市政に対する一般質問

（本定例会に提出された事件）

第２　認定第１号　平成３０年度三沢市一般会計歳入歳出決算認定について

第３　認定第２号　平成３０年度三沢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

第４　認定第３号　平成３０年度三沢市食肉処理センター特別会計歳入歳出決算認定について

第５　認定第４号　平成３０年度三沢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

第６　認定第５号　平成３０年度三沢市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第７　認定第６号　平成３０年度三沢市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第８　認定第７号　平成３０年度三沢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第９　認定第８号　平成３０年度三沢市水道事業会計決算認定について

第10　認定第９号　平成３０年度三沢市立三沢病院事業会計決算認定について

第11　議案第13号　令和元年度三沢市一般会計補正予算（第２号）

第12　議案第14号　令和元年度三沢市介護保険特別会計補正予算（第１号）

第13　議案第15号　三沢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14　議案第16号　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第15　議案第17号　三沢市駅前広場設置条例の一部を改正する条例の制定について

第16　議案第18号　三沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第17　議案第19号　三沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第18　議案第20号　三沢市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

第19　議案第21号　三沢市立三沢病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第20　議案第22号　三沢市消防本部手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第21　議案第23号　市道の路線の廃止について

第22　議案第24号　市道の路線の認定について

第23　議案第25号　有線放送施設アンテナ設置工事請負契約の締結につい

て

第24　総括質疑

第25　特別委員会の設置及び議案の付託

第26　特別委員会委員の選任

◎出席議員（１７名）

議長	１番	舩見亮悦君
	２番	小比類巻孝幸君
	３番	田嶋孝安君
	４番	佐々木卓也君
	５番	下山光義君
	６番	遠藤泰子君
	７番	瀬崎雅弘君
	８番	澤口正義君
	９番	加澤　明君
	１０番	西村盛男君
	１２番	堀　光雄君
	１３番	春日洋子君
	１４番	小比類巻雅彦君
	１５番	馬場騎一君
	１６番	山本彌一君
	１７番	堤　喜一郎君
	１８番	森　三郎君

◎欠席議員（１名）

副議長	１１番	太田博之君

◎説明のため出席した者（２５名）

市長	小檜山吉紀君
副市長	米田光一郎君
政策部長	山本剛志君
総務部長	佐々木　亮君
財務部長	伊藤徹也君
市民生活部長	山本　優君
福祉部長	田面木るり子君
経済部長	関　敏徳君
建設部長	澤田　潤君
上下水道部長	高橋常幸君
総務部参事兼総務課長	蹴揚光昭君
政策部参事兼政策調整課長	新堂宏一君
政策部参事兼広報広聴課長	小松栄二君
財務部参事兼財政課長	三浦　剛君
秘書課長	田中　浩君
生活福祉課長	篠田浩一君
子育て支援課長	長根隆弘君
産業観光課長	長根正登君
三沢病院事務局長	別部容寛君
消防長	山内修一君
教育長	冨田　敦君
教育部長	山﨑　徹君
教育委員会事務局参事兼生涯学習課長	小泉厚子君
教育総務課長	髙橋徳孝君
代表監査委員	中野渡　進君

◎職務のため出席した職員

事務局長	村井拓司君
次長	中村容三君
庶務係長	織笠信吾君
主査	川嶋貴彬君
主事	浪岡光平君

配付資料

◎決算審査特別委員会委員一覧表

議席番号	職名	氏名
１６番	委員長	山本彌一
１３番	副委員長	春日洋子
２番	委員	小比類巻孝幸
３番	委員	田嶋孝安
４番	委員	佐々木卓也
５番	委員	下山光義
６番	委員	遠藤泰子
７番	委員	瀬崎雅弘

８番	委　　員	澤　口　正　義
９番	委　　員	加　澤　　明
１０番	委　　員	西　村　盛　男
１２番	委　　員	堀　　光　雄
１４番	委　　員	小比類巻　雅　彦
１５番	委　　員	馬　場　騎　一
１７番	委　　員	堤　　喜一郎
１８番	委　　員	森　　三　郎

◎予算審査特別委員会委員一覧表

議席番号	職　名	氏　　名
１２番	委 員 長	堀　　光　雄
６番	副委員長	遠　藤　泰　子
３番	委　　員	田　嶋　孝　安
４番	委　　員	佐々木　卓　也
７番	委　　員	瀬　崎　雅　弘
８番	委　　員	澤　口　正　義
１４番	委　　員	小比類巻　雅　彦
１７番	委　　員	堤　　喜一郎

◎条例等審査特別委員会委員一覧表

議席番号	職　名	氏　　名
１６番	委 員 長	山　本　彌　一
１３番	副委員長	春　日　洋　子
２番	委　　員	小比類巻　孝　幸
５番	委　　員	下　山　光　義
９番	委　　員	加　澤　　明
１０番	委　　員	西　村　盛　男
１５番	委　　員	馬　場　騎　一
１８番	委　　員	森　　三　郎

午前１０時００分　開議

○議長（船見亮悦君）　おはようございます。きょうは十五夜です。

出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第３号をもって進めます。

◎日程第１　市政に対する一般質問

○議長（船見亮悦君）　日程第１　市政に対する一般質問を行います。

遠藤泰子議員の登壇を願います。

○６番（遠藤泰子君）　６番、拓心会遠藤泰子でございます。通告に基づきまして、消費税増税に伴う当市への影響について、幼児教育・保育の無償化の対応について、市民提案事業についての３点質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

平成とともに始まった消費税は、この１０月から食料品などの軽減税率を除き１０％となりますが、３０年が経過し、生活に密着した税金として定着してまいりました。

平成元年４月に３％からスタートして以来、平成９年４月に５％に引き上げられ、１７年の時を経て平成２６年に５％から８％となりました。その後、２度ほど増税が先送りとなり、令和元年１０月、８％の軽減税率と１０％の標準税率が混在する消費税として施行されます。

新聞報道等では、この軽減税率の創設などにより、今回は駆け込み需要の動きが少ないとの予測でありますが、私の周りの方々の話を聞きますと、ティッシュペーパーや紙おむつ、ごみ袋などの生活必需品は、通常より多目に購入するとのことであり、多少なりとも対策をするものと思います。

さて、今回の増税に関しましては、軽減税率のほかにプレミアム付き商品券やキャッシュレス決済によるポイント還元、マイナンバーカードによるポイント加算、住宅ローン減税の拡充などの対策がとられております。

申し上げるまでもなく、消費税は市民生活に直接影響する税でありますから、市は市民に一番近い行政機関として、市民に寄り添った考えのもと、市民生活を守る自治体の役割をしっかりと果たしていく必要があると思います。

消費税に係る１点目の質問ですが、今回の消費税増税に対し、プレミアム商品券等の対応を含め、当市の対策についてお伺いいたします。

さて、これまでの消費税の歩みを振り返りますと、消費税が上がるごとに駆け込み消費と増税後の反動減、その後には個人消費が下押しされ、実体経済に影響を及ぼしてまいりました。地域経済においても、消費マインドが委縮し、事業者へ及ぼす影響は大きかったものと思います。

本年７月１１日の帝国データバンクによる消費税引き上げに対する企業の意識調査によりますと、小売業の７８．４％が企業活動にマイナスの影響があるとのことでありました。

今回は、軽減税率やキャッシュレスポイント還元事業などを行うことで影響は限定的という見方もありますが、消費税に係る２点目の質問といたしまして、市内企業、市内経済への影響を市はどう考えているのかお伺いします。

消費税に係る３点目の質問は、市の財政に係る質問となりますが、消費税増税に伴いまして、軽減税率を除き、地方消費税が１．７％から２．２％へ上がり、市の歳入、地方消費税交付金の増額が期待されますが、一方では、委託料や工事請負費などの歳出も増加するものと思います。

当市における今年度の当初予算では、地方消費税交付金は７億９，３４４万６，０００円が歳入として計上されておりますが、歳入の増加と歳出の増加が見込まれる中、財政運営上の影響を踏まえた今後の対応についてお伺いいたします。

次に、改正子ども・子育て支援法に伴う幼

児教育・保育の無償化への対応について質問いたします。

消費税増税とともに、１０月１日から全ての子供に質の高い幼児教育を保障することを目指す幼児教育・保育の無償化、いわゆる幼保無償化が始まります。重要課題である少子化対策であり、無償化の対象となる子育て世帯にとって、大幅な負担軽減となるものと思います。

当市においても、広報みさわ９月号において、保育園等利用料無償化のお知らせとして掲載されております。その内容を見ますと、保育所、認定こども園、新制度幼稚園、未移行幼稚園、認可外保育園施設、障害児通所施設と区分され、ゼロ歳から２歳、３歳から５歳と無償化の条件や上限額が異なるということが掲載されております。

また、市のホームページ上にも無償化に係る内容が図で示されて掲載されておりますことも承知しているところでありますが、今回の改正は、年齢、施設の種類、世帯の課税状況、預かり保育の利用など、個別の条件によって支援される金額が異なることから、対象世帯に対しましては、改正の内容の周知とともに施設ごとの細やかな情報の提供を行うなどの、市民にわかりやすい、丁寧な説明が必要であると思います。

まず、１点目の質問といたしまして、今回改正された子ども・子育て支援法の概要についてお伺いいたします。

２点目は、無償化に伴う保育需要の増大に関する質問です。

今回の改正によりまして、保育料が高いため入園を諦めていたケースや、お金がかからないなら幼稚園に通わせたいといったケースなど、潜在的な保育ニーズの高まりから、保育需要が掘り起こされることが想定されています。このことにより、都市圏などにおいては、受け入れ枠が足りず、待機児童が増加するという問題が懸念されています。

三沢市においても、同様に保育需要が増大するものと考えられますが、市内にはゼロ歳から５歳までの対象となる子供、そして現在入園していない子供を含めて何人いるのか、また、無償化の対象となる子供の数が何人いるのかについてお伺いします。

３点目は、無償化に伴う懸念についての質問です。

先ほど申し上げました保育ニーズの拡大に伴う待機児童の増加や、受け入れ拡大による保育士の不足、保育士の業務量の増大に伴う質の低下が懸念されております。当市においては、今回の改正に伴い、懸念されることがあるのかお伺いします。

次に、市民提案事業について質問いたします。

三沢市のホームページの市民提案事業を開きますと、「三沢市では、市民団体による地域の良さを伝えるための事業、地域の課題解決をするための事業、地域への愛着を醸成できる事業の企画提案を募集します」とあり、続いて「仲間と一緒に、「地域の魅力を広げ、くらしを守り、人をつくる」何かを始めたいという皆さまからの応募をお待ちしております」とあります。応募に当たりましては、１７ページに及ぶ丁寧な申請ガイドブックも用意されており、熟度の高い事業であると認識しております。

本年度においては、１事業の限度額５０万円以内として実施されておりますが、さかのぼりますと、平成３０年度は限度額６０万円、平成２９年度は限度額１００万円、平成２８年度は活動スタート事業限度額１０万円、市民提案型事業限度額５０万円、にぎわい創出事業限度額２００万円の３本の事業となっておりました。

限度額だけを見ますと、年々減少しており、縮小傾向なのかなと感じるところでありますが、市民活動を活発化させつつ地域の課題を解決し、三沢への愛着を醸成させるという当初からの目的を続けている成果の高い事業だと思います。

１点目の質問は、これまで多くの団体がさまざまな事業を提案し、実施してきたと思い

ますが、市として市民提案事業の成果をどのように評価しているのかお伺いいたします。

また、今後の事業展開についてですが、先ほど申し上げましたとおり、年々補助金の限度額が引き下げられております。今年度は５０万円という額ですが、予算面だけではなく、提案者の希望や事業の効果を踏まえた補助金額の設定が必要であると思います。大きな成果が上がるのであれば、上限を上げてもよいと思いますし、継続が必要な事業であれば、市と共同で行う事業に切りかえる方法もあると思います。

これまでの事業を実施してきた経過を踏まえた上で、毎年見直してきているとは思いますが、２点目の質問として、市民提案事業の今後の事業展開の方向性についてお伺いいたします。

３点目の質問は、今後の事業展開に関しましてですが、中学生や高校生向けの市民提案事業を実施してはどうかという質問であります。

現在の市民提案事業における応募要件を見ましても、中高生は申請できないとはなっておりませんので、現行の制度でも事業を提案することは可能であるとは思いますが、対象経費の９０％以内の補助金となっており、自己負担があるため事業提案を難しくしているのではないかと感じているところです。

むつ市においては、類似の事業で市民政策提案事業がありますが、市内高校生を対象とした高校生特別コースを設けております。直接高校生に補助金を交付する事業とはなっていないようですが、地域を元気にする事業として継続されているとのことであります。

中高生版の市民提案事業は、地域への愛着を醸成する事業本来の目的にまさに合致しており、中高生ならではのアイデアが期待できるほか、キャリア教育や主催者教育の観点からも効果があるものと思います。私は、中高生にこそ三沢の抱える課題や未来を見据えたまちづくりについて考える機会を与えるべきと考えており、市民提案事業をきっかけとして三沢の未来を築いていく人づくりにつながるものと思っています。

中高生向けの事業となれば、実施に当たり課題もあるかと思いますが、当市においても中高生版の市民提案事業を実施する考えはないかお伺いするものであります。

以上で、質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（舩見亮悦君）　ただいまの遠藤泰子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（小檜山吉紀君）　お答えします。

ただいまの遠藤議員の御質問の行政問題の２点目、改正子ども・子育て支援法に伴う幼児教育・保育の無償化への対応については私から、そのほかにつきましては担当部長からお答えをさせますので、御了承を願いたいと存じます。

国は、少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育を無償化するための子ども・子育て支援法を改正し、本年１０月１日よりスタートするところであります。

御質問の第１点目、改正子ども・子育て支援法の概要につきましては、認定こども園、幼稚園、保育所のほか、新制度に移行していない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業実施施設などを対象施設として、３歳から５歳及び住民税非課税世帯のゼロ歳から２歳までの子供の利用料が無償となります。また、就学前の障害児の発達支援を利用する３歳から５歳の子供についても、利用料が無償となります。ただし、実費徴収分として、副食費については保護者負担としていますが、年収３６０万円未満相当の世帯及び第３子以降については免除となることとされております。

一例といたしまして、施設利用の第１子が４歳児、第２子が２歳児の場合、第１子の利用料は無償、第２子はこれまでどおり半額となり、負担分としては、第１子の副食費と第２子の利用料となります。また、第３子も利

用している場合は、これまでと同様無償となります。

次に、第２点目、対象となる子供の全体数と無償化の対象となる子供の数につきましては、本年４月末現在、当市に住民登録している３歳から５歳の子供の１，０８２人に対し、５月１日現在、保育施設を利用している子供は１，０８０人となっており、現在におきましては、ほぼ同数の子供が保育施設を利用し、無償化の対象となるところであります。

次に、３点目、当市において、待機児童の増加や保育士不足、保育の質の低下などの懸念があるのかにつきましては、当市はここ数年、待機児童ゼロを維持してきており、３歳から５歳の子供のほとんどが保育施設を利用していること、さらには市内の施設の利用定員の総数１，９４５人に対し、利用者数は１，７４５人となっていることから、無償化に伴う待機児童は発生しないものと考えております。

また、無償化にかかわらず、保育士不足、保育の質の低下の問題については、当市の保育士は配置基準を満たしており、保育の質の確保を目的とした研修への参加を促進する取り組みをしているところであります。

今後につきましても、子供が質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、環境整備に努めてまいりたいと考えております。

私からは、以上です。

○議長（舩見亮悦君）　政策部長。

○政策部長（山本剛志君）　行政問題の第３点目、市民提案事業についてお答えいたします。

御質問の第１点目、これまでの成果をどう捉えているかについてでありますが、三沢市協働のまちづくり市民提案事業は、市民団体が企画し実施する公益的な事業に対し、補助金を交付し支援することで、協働によるまちづくりを推進し、住みよい地域社会の実現を図ることを目的とした制度であります。

平成２１年度の開始以来、３８の団体がこの制度を活用し、さまざまな事業を展開してまいりました。例えば、子供たちを対象に、七夕祭りにおけるレモネード販売体験と小川原湖畔での縄文キャンプ体験を実施して、三沢の魅力と夏休みの楽しい思い出を提供した三沢アートプロジェクトや、南部地方の民芸品裂織を手づくりし、車椅子ラグビーカナダチームに対する三沢市からのお土産品に採用され、カナダ選手たちから大いに喜ばれたハンドメイドサークルなど、多種多様な事業によって市の活性化に寄与し、市民生活に潤いをもたらすとともに、市民がみずから公益的な活動を企画し実施することを促進する効果があったものと評価しているところであります。

次に、第２点目、今後の事業展開の方向性につきましては、まず、事業実施団体同士の交流機会をふやすことにより、横の連携、協力を促し、事業がより効果を上げられるような取り組みを実施してまいりたいと考えております。

また、補助金額については、過去には種別を設けて３段階で設定した時期もありましたが、現在はより多くの団体に活用していただけるよう、一律に５０万円を限度としております。しかしながら、団体によって事業の必要とする補助金額に大きな差があることにも考慮し、ニーズに合った額に近づけるような見直しを検討してまいりたいと考えております。

次に、第３点目、高校生、中学生版の市民提案事業を実施する考えはないかについてでありますが、現行の三沢市協働のまちづくり市民提案事業費補助金交付要綱は、補助対象となる団体の構成員の要件に年齢制限がないため、高校生や中学生も構成員になることができます。しかしながら、高校生や中学生だけで市民提案事業を実施する場合、公金の取り扱いや有印文書作成等の面から、学校が補助対象団体になる必要があると思われ、そのためには同要綱の改正等が必要となります。

いずれにいたしましても、高校生や中学生

が自主的に公益的な活動を実施することは非常によいことでありますので、今後、市内の高等学校及び中学校と相談し、賛同いただければ、学校向けには１０割補助となるような市民提案事業補助金交付要綱を整備することを検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（舩見亮悦君）　財務部長。

○財務部長（伊藤徹也君）　行政問題の消費税増税に伴う当市への影響についての第３点目、当市の財政運営上への影響についてお答えいたします。

今年度の当初予算におきましては、１０月からの消費税増税による影響を踏まえての歳出予算とし、歳入の地方消費税交付金については、国の地方財政対策で示された伸び率を参考として、増収を見込んだ予算編成をしたところであります。

地方消費税交付金は、国に納められた消費税額のうち、地方消費税分が各都道府県及び各市町村に配分されるものでありますが、消費税が比較的安定した税収であるとはいえ、国の景気や経済情勢にも左右されることから、必ずしも歳出に見合った分の歳入が確保されるものではありません。

また、今回の消費税増税の趣旨は、今後も増加が見込まれるという社会保障経費の財源確保にあるとされており、それに伴う地方消費税交付金の増収分の使途についても、当市で実施する各種事業等における消費税増税相当分に充てるものではなく、国の施策と同様に、年金、医療、介護の社会保障給付及び少子化対策に係る経費、いわゆる社会保障関連経費に充てるものとして制度化されたものであります。

そこで、当市の社会保障関連経費を見てみますと、市の予算全体の約３０％を占めており、それぞれの事業に対して、国、県からの補助金等が充当され、さらに地方消費税交付金を充当してもなお多額の一般財源の持ち出しを強いられているのが現状でございます。

このことは、増税前の現在においてもほぼ同様の状態ではありますが、こうした状況を踏まえ、今後の財政運営につきましては、国の動向を注視し、国庫補助金等の財源の捕捉、市税を中心とした自主財源の確保、関連経費の精査等に注力し、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（舩見亮悦君）　経済部長。

○経済部長（関　敏徳君）　行政問題の消費税増税に伴う当市の影響についての第１点目、プレミアム商品券を含め、市民生活への対策についてお答えいたします。

消費税率につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律、いわゆる消費税増税法により１０％引き上げられることになっております。

この消費税増税法の施行に当たりましては、附則第１８条の規定において、施行前に経済状況等を総合的に勘案した上で所要の措置を講ずることとされており、これまで２度にわたり増税が延期されておりましたが、本年１０月１日より引き上げられることとなりました。

このため、市民生活への対策の一環として、低所得者や子育て世代の消費に与える影響を緩和するとともに、市内における消費を喚起、下支えし、地域経済の活性化を促進することを目的として、１０月からプレミアム付き商品券を発売することとしております。

また、低所得者への経済的な配慮を目的とした軽減税率の導入や、クレジットカードなどのキャッシュレス決済を利用した消費者に対するポイント還元制度などが実施されることとなっております。

さらに、三沢市商工会においては、プレミアム商品券の販売にあわせて、空街カードの商品券が当たるわくわく抽選会を実施することとしておりますことから、今後におきましても、多くの市民の皆様に御理解、御活用いただけるよう、これらの施策について広く周

知してまいりたいと考えております。

次に、御質問の第２点目、市内企業、市内経済への影響をどう捉えているかについてお答えいたします。

青森県が発表している青森県経済統計報告によりますと、平成２６年４月に消費税率が５％から８％に引き上げられた際の状況として、消費の面では、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動による買い控えが見られるとの判断がなされていることから、今後、消費税率が引き上げされた場合には、市内企業、市内経済の影響は少なからずあるものと予測しております。

一方で、今回の増税は、これまでと異なり、８％から１０％へ税率が引き上げられるだけではなく、食料品などの税率を据え置く軽減税率制度等が導入されることから、日用品の買い控えなどの影響は、一時的かつ限定的な分野にとどまると考えております。

現在のところ、国において軽減税率制度に関する説明会や、クレジットカードなどキャッシュレス決済端末の導入に係る補助制度など、企業の皆様が活用できる施策等を実施しておりますことから、増税後に混乱が生じることのないよう、引き続き三沢市商工会と連携しながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（舩見亮悦君）　遠藤議員。

○６番（遠藤泰子君）　御答弁ありがとうございました。

質問の順に従いまして、再質問をさせていただきます。

まず、消費税に関する１点目の再質問ですが、９月８日の東奥日報にプレミアム商品券の申請が低迷しているという内容が掲載されておりました。三沢市でも、８月１日からの申請を受け付けという形で出ているかと思いますが、青森市では、８月末現在の申請率は３２．５％、八戸市は９月２日現在２６．６％、弘前市は８月末現在１割程度とのことでございましたが、三沢市の場合は申請率はどのようになっているのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（舩見亮悦君）　経済部長。

○経済部長（関　敏徳君）　ただいまの議員のプレミアム付き商品券の申請件数についてお答えいたします。

三沢市の申請の対象者は６，６４０人おります。そのうち、９月１２日現在、申請のあった件数は１，０８４人、１６．７％となっております。

以上でございます。

○議長（舩見亮悦君）　遠藤議員。

○６番（遠藤泰子君）　御答弁ありがとうございました。

今の１６．７％は、まだ申請率としては高くないなと思いますので、今後はせっかく対象者がいらっしゃるので、その方々が申請できるようなＰＲだったりとか、いろいろな方法を考えていただきたいと思います。再々質問はございません。

次に、幼保無償化の３点目に関する再質問ですけれども、先ほど市長から御丁寧な答弁がございましたが、私がちょっと心配しているのは、無償化と言っても負担額があって、施設ごとに差が生じることになるかと思います。そのことで競争率の高い施設と競争率の低い施設がこれまで以上に出てくるのではないかなと思います。

ゼロ歳から５歳までの全ての子供が保育所に申請した場合に、枠としては十分だということでは聞いておりますが、その辺についての心配なところはございませんでしょうか。

○議長（舩見亮悦君）　福祉部長。

○福祉部長（田面木るり子君）　再質問の各施設の枠組みについての心配ということにお答えいたします。

現在の各施設の定員の単純計算でいきますと、定員オーバーはないというふうに考えております。

しかし、やはり議員おっしゃいましたように、希望の偏りというのが見られております。現在も、保護者の仕事の関係とか預け

先、または兄弟の入所状況によりまして、個々の事情による保育施設の希望が偏ることがあります。

施設の利用定員やさまざまな基準を考慮しながら、なるべく保護者の希望に沿うような利用調整を今も行っておりますけれども、今後につきましても行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（舩見亮悦君）　遠藤議員。

○６番（遠藤泰子君）　御答弁ありがとうございました。

今の三沢市の状況としては、幼児教育とか保育についての受け入れは十分整っているということで理解しました。そういう面では、子育てのしやすいとか、そういう保育所とか、そういうところは整っている三沢市だなということで、もっともっとそういうことをＰＲして、三沢市に子育てしている市民がふえればいいなと期待しております。再々質問はございません。

次に、市民提案事業についてですけれども、中高生の市民提案事業については、前向きに検討していただけるということで、ありがとうございます。

先ほどお話ししたように、やはり会計上とかの問題とかということもあるということもお話がありましたので、そういう面では、中高生の場合に申請を待っているだけではなくて、中高生というか、中学校とか高校に出向いて、先生とも話し合いながら、こういう事業があるということをＰＲしつつ進めていく必要があるのではないかなと思います。

いずれにしても、市民提案事業は市民団体がみずから提案して、市民目線でまちづくりを進めていく大変よい事業だと思いますので、さらによい結果が出てつながるように育てていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。再質問はございません。ありがとうございました。

○議長（舩見亮悦君）　以上で、遠藤泰子議員の質問を終わります。

それでは、一般質問を次に移ります。

小比類巻孝幸議員の登壇を願います。

○２番（小比類巻孝幸君）　議席２番、市民クラブの小比類巻孝幸です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

はじめに、一般質問の第１点目として、「仮称三沢市子どもしあわせ憲章」について伺います。

さきの６月議会において、小檜山市長は、子育て支援の政策を市政運営の核とし、その中で子供の基本的人権を保障する、仮称三沢市子どもしあわせ憲章の制定を表明されました。この憲章は、学校をはじめとする教育機関などと地域の住民が意識を等しくし、子供の虐待、いじめ、不登校の三つの問題においてゼロを目指すとの決意であり、私も感銘を受けた一人であります。

あえてハードルが高いゼロという目標を掲げたことは、この問題の重要性を認知し、単に教育問題の一施策ではなく、この目標を市民と一体となって、三沢市として成し遂げたいとの強い決意を表したものであると受けとめました。

虐待、いじめ、不登校は、さまざまな原因が複合的に関連しており、その根絶は非常に難しい取り組みです。事実、昨今の三沢市における小中学生のいじめ、不登校の発生件数は、ともに県平均を超えており、特に不登校では、家庭環境に起因する事象が主要原因として報告されております。虐待についても、全国的にも親の育児放棄、養育放棄などのネグレクトが原因で、幼い児童の命を奪う事件にまで発展する事象が社会問題となっております。

このようなことから、子供の基本的人権の保障は、早急に対応すべき施策であると考えます。

そこで、まずはじめに、仮称三沢市子どもしあわせ憲章制定の実現に向けたスケジュールについて伺います。

子供に対する虐待、いじめ、不登校、それぞれの問題をゼロにするためには、家庭や市

民に対して具体的な取り組み内容を示し、広く認識、浸透してこそ実現に向けた具体的な行動が加速すると思います。

例えば、厚生労働省では、虐待防止対策として、ことしの３月に児童虐待防止対策の抜本的強化についてが制定されました。その中でも、特に身体的虐待対策の強化に重点を置き、家庭に向けた子供を健やかに育むために、愛のむちゼロ作戦を示しています。

そこで、虐待、いじめ、不登校の問題に対する対策として、どのような内容項目を盛り込むのか伺います。

続きまして、２点目、三沢版コミュニティ・スクールについて伺います。

今、子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化しています。子供たちが変化の著しいこれからの社会を生き抜く力、これを育むためにも多様な人々とかかわり、さまざまな体験、経験を重ねていくことは、大変重要なことと思われます。同時に、保護者や地域の方々がともに考え、知恵を出し合って、学校と協働しながら子供たちの豊かな成長を支える仕組みの構築が求められています。

その方策の柱として、文部科学省では、コミュニティ・スクールを提唱しています。コミュニティ・スクールは、これまでの開かれた学校からさらに一歩踏み出し、社会総がかりで教育の実現を図る上で、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民などと共有し、地域と一体となって子供たちを育む、地域とともにある学校づくりに有効な制度です。

三沢市でも、２０１７年度から三沢版コミュニティ・スクールと銘打った地域学校協働活動をスタートしています。三沢版コミュニティ・スクールは、市内全ての小中学校に配属された地域コーディネーターが学校と地域、保護者とのつなぎ役となって、市教育委員会内の地域学校協働活動本部で連携を図るという特色ある組織体制をとっていると聞きます。

この体制により、幅広い層の住民、団体などが学校支援地域ボランティアとして学校支援活動に参画できるようになり、学校によってはさらに地域と連携・協働した活動に取り組んでいる成果も聞こえてきております。

三沢版コミュニティ・スクールの実績は、２年間という短い期間にもかかわらず、青森県教育委員会で作成した地域学校協働活動ハンドブックに、その立ち上げからコーディネーターの活用内容までが詳細に紹介されており、青森県の地域学校協働活動のモデルケースとして高い評価を受けています。

このように、活発に活動を展開している事業ですが、学校によっては活動内容や頻度に大きな差を見受けられます。また、地域支援ボランティアの人数やネットワークの構築についても、課題があるのではないかと思われます。

そこで、２年間の三沢版コミュニティ・スクールの具体的な取り組み内容を振り返り、その成果及び今後の展開を伺います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。御答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（舩見亮悦君）　ただいまの小比類巻孝幸議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

小檜山市長。

○市長（小檜山吉紀君）　お答えします。

ただいまの小比類巻孝幸議員の御質問の仮称三沢市子どもしあわせ憲章につきましては私から、三沢版コミュニティ・スクールにつきましては教育長からお答えをさせますので、御了承願いたいと存じます。

子供は、次代を担うかけがえのない宝物です。未来に満ちあふれる子供たちの夢と希望を育むためには、行政、学校、地域が連携した教育環境の充実が不可欠なものであります。

御承知のとおり、私は約４５年間にわたり幼児教育の現場に携わってまいりました。こ

の現場経験から、子供たちが幸せに育っていくためには、まず行政による環境整備はもちろんのこと、それだけではなく、全ての大人が主体的に子供の育成を応援し、安心して伸び伸びと成長できる地域をつくることが必要であると感じております。このことから、市民の行動指針として、現在はまだ仮称ではありますが、子どもしあわせ憲章を制定し、子供たちの幸せな成長を後押ししたいと考えております。

御質問の１点目、実現に向けたスケジュールにつきましては、まずは今年度、庁内プロジェクトチームを設置し、憲章制定に向けた方針を検討してまいりたいと考えております。その方針をもとに、有識者や関係団体、そして市民を交えて協議会を設立し、その中で内容を協議・精査した上で、来年度中に制定したいと考えております。

次に、第２点目、どのような内容項目を盛り込むのかにつきましては、具体的な項目については協議会で精査することになりますが、私としては、子供たちの元気な声と笑顔が満ちあふれるまちを目指して、市民一人一人が使命感を持って、子供たちをみんなで育てていく意識が必要であるとの思いがあります。

このことから、今なお社会問題となっている虐待やいじめ、不登校のない社会を目指し、そして命を大切にする、その行動指針となるような憲章を、市民の皆様から御意見を頂戴しながら制定してまいりたいと考えております。

私からは、以上です。

○議長（舩見亮悦君）　教育長。

○教育長（冨田　敦君）　三沢版コミュニティ・スクールについてお答えをいたします。

三沢版コミュニティ・スクールは、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるために、地域をよく知る方、保護者、企業、団体等の幅広い地域住民の参画を得て、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働することを目的に、平成２９年９月より実施をしているところであります。

具体的な取り組みといたしましては、地域住民の方々と一緒に栽培、料理する夏野菜カレー教室、東日本大震災の教訓を学ぶ防災教室、オオセッカや仏沼の自然環境に触れる校外学習、さらには地域の安全見守りボランティアや子供たちの夢を実現するため、地域企業と連携したキャリア教育など、各方面において地域コーディネーターを中心として活動を実施しております。

成果といたしましては、地域住民との交流により、さまざまな体験や経験の場がふえ、子供たちのコミュニケーション能力の向上や、地域への理解、関心が深まってきているところであります。

また、地域住民においては、学校理解や地域で子供たちを見守り育てるという住民自身の意識の変化が徐々に見られるようになってきていると感じております。

さらに、議員先ほどお話がありましたように、県の事例集に当市の考え方や取り組み状況が活動例として数多く記載されているところでもあります。

今後におきましては、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、人とかかわる力を育み、学校を核とした地域づくりを目指して、地域の実情に即して地域コーディネーターを中心に事業展開を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（舩見亮悦君）　小比類巻議員。

○２番（小比類巻孝幸君）　御答弁ありがとうございました。

通告順に再質問をさせていただきたいと思います。

まずは、仮称三沢市子どもしあわせ憲章についてです。

市長からは、子供たちはかけがえのない宝物である、市民みんなでその憲章をつくり上げていきたいという強い決意をいただきました。ありがとうございます。

スケジュールの中に、まずは今年度、庁内プロジェクトチームをつくった上で、その上で取りまとめて、有識者のような、広く深く検討していくというお話がありましたが、私、実現に向けたスケジュールについては了承いたしましたが、内容項目について一つお聞きしたいなと思っています。

（パンフレットを掲出しながら）これが、私の質問の中で取り上げた愛の鞭ゼロ作戦のパンフレットであります。この中には、やはり教育的に体罰がどれだけ問題かということプラスそれが子供たちの体に、例えば脳の発達にどれだけの影響があるか。そういう子供たちの体に物すごく影響があるのだよというところまで、このパンフレットに載っております。

やはり、この活動をするときに、憲章をつくっていって、それがどういう大切な重要性があるのか、どんな影響があるのか。それは多方面の、こういう教育関係だけではなく、行政関係だけではなく、時には医療ですとか、そういう多方面の方々を入れて、その影響を市民みんなに伝えていく、こういう活動が必要。本気で虐待、いじめ、不登校、この問題は取り組まなければいけない問題なんだ、どうやって取り組めばいいのだと、そういう具体的なところを示す必要があると思います。

小檜山市長さんにおかれましても、そういうところが必要なのですけれども、具体的にどんな内容、項目が御自身で重点的なところであるのか。その思いがありましたら、お伝えいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（舩見亮悦君）　市長。

○市長（小檜山吉紀君）　お答えします。

具体的な項目、何を盛り込むのか。虐待ゼロ、いじめゼロ、不登校ゼロの３項目を柱にすると言っていましたけれども、私のまとめたものをたたき台として出してもよろしいのですけれども、またそれが中心になっていけば、いびつなもの、固まったもの、皆さんの意見が入らないものになってしまう可能性がありますので、やはりこれは基本的には協議会で精査するということを基本としているわけでございます。

そして、その中で虐待の発見は、例えば福祉事務所を通しての児童相談所等がさまざまな情報をつかんでいると思います。そしてまた、医師会、お医者さんに行けば、この傷は何か不自然だとか、これが結構子供に変な傷のつき方だなというふうなことも過去にありました。

私ごとで恐縮ですけれども、私どもの保育園でも、かつて虐待に遭って亡くなった子がおりました。そういうことからして、保育士さんとの連絡、保育士さんはおしめを取りかえる、あるいはお着がえをしたときに、背中にやけどの跡があったとか、つねられた跡があったとか、虐待の痕跡が見えるわけです。

そしてまた、いじめ、不登校に関しては、やはり学校が一番の中心になって、校長会等をはじめ小中学校の先生方、教頭会、そういった方々からも情報をとりながら、そして不登校のない社会を目指すということでございます。

そしてまず、何といっても市民の一人一人、大人全体が社会全体で子供を育てていくのだという使命感、子供なんていうのは各家庭に任せておけばいいのだというのではなくて、社会全体がそれを見守る、そしてサポートする。そういうことを中心に据えた、何か仮称ですけれども、名前もまだあちこちから拾い合わせてつくった名前ですけれども、皆さんの中でもっと適当な名前があれば、そういった名前からつけていただいて、とにかく全体で市民の声を反映するというマニフェストでございましたので、あらゆる分野から声を聞きながら、少しずつ時間をかけてやっていきたいと思いますので、御理解、御協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（舩見亮悦君）　小比類巻議員。

○２番（小比類巻孝幸君）　ただいまの、こ

の憲章の制定によって、市民の使命感を高めながらこの問題を解決していくというお言葉でしたので、ぜひよろしくお願いいたします。

２点目、それでは三沢版コミュニティ・スクールについて再質問させていただきます。

学校支援活動や見守り活動などの協働体制は非常に発揮されているというお話で、非常に資料を見させていただいても、それぞれの学校の地域性に合った活動がされているということで、一定の成果があると思っております。

ただ、私が先ほど問題点に挙げました学校間格差、それとあと、やはり学校間に格差があってはいけないのは、三沢の学校として、三沢の公立小中学校として、三沢学とも呼べるような地域教育、ふるさと教育、三沢の歴史、こういうことを道徳ですとか社会という一科目ではなくて、コミュニティ・スクールでは実際にそれを行ってきた人たちの声、また、その場に行って実体験ができるという一歩踏み込んだ教育ができると思うのですが、やはりそういうところにこのコミュニティ・スクールをさらに拡大していくというような考え方はないか。

あとは、もう１点、済みません。協働活動の中で、やはり市民の方々の、地域の方々の意見を聞いて、先ほどから問題になっている引きこもりですとかいじめですとか、そういうものの早期発見、予防、そういうものに役立てられないかと思っております。そういう新しい分野への展開はどのようにお考えなのか、ちょっとお考えをお知らせください。

○議長（舩見亮悦君）　教育長。

○教育長（冨田　敦君）　小比類巻孝幸議員の再質問についてお答えをいたします。

再質問の内容につきましては、いわゆる学校による差、格差、違いの部分と、それから先ほど来質問がありますいじめ、不登校と同関連をさせていくのかということについてお答えをいたします。

まずはじめに、この事業のほうは、現在取り組んでまだ２年目であり、この事業の第１段階と捉え、この事業の狙いやよさを子供たちや保護者、学校関係者はもちろん、地域の方々に周知あるいは浸透を図る段階と捉えております。

そこで、御質問の１点目になりますけれども、今後はコーディネーターの情報交換、それからコーディネーター自身の研修会等を、現在もやられておりますけれども、拡充を図っていきたいと思います。

いい取り組みは、それぞれの学校で共有できるように、さらに進めていきたいと思います。

あわせて、地域人材の確保、１校の学校に支援ボランティアとして行っている方は、まだ時間的に余裕がある方は隣の学校にも行けるという方も数の中にはいるように私は感じておりますので、そういう方々を人材バンク的な登録をしていく。組織立ったものにしていくということをこれから考えていきたいと、こう考えております。

二つ目のいじめ、不登校についてということは、対処的な方法というのは現在もやられております。例えば、地域の民生委員の方であるとか地域の評議の方とか、いろいろな方々と情報の交換、それから福祉のほうとかの関係機関の方々にも情報交換を行って、連携は図られているところです。これが対処的な部分で、根本的な部分のところに関しては、やっぱり子供たちが地域の方々に自分の名前や顔を覚えていただく。そして、地域の方々と子供たちのかかわりの場面をふやしていきたいと考えております。

一部の学校では、回覧板を隣のうちに持っていくのを、小さい子供は親御さんと子供さんが一緒に行く場合、高学年は自分で行くとか、朝のゴミ出しを子供たちが行くと。そうすると、決まった時間にごみを出しに行く。そうすると、地域の人たちは、子供の名前とか顔とかを覚えて、お互いに関係ができている。一部の学校では、そういう形で進めているところもあります。

とにかく私は根本的な部分は、地域の方々と子供が顔や名前を覚えていただいて、何かあったときに声をかけていただく。学校に行く途中に少しぐずぐずしていたら、どうしたのって声をかけていただく。日中にいたら、ちょっと声をかけていただく。そういう関係をつくっていくのが大事かなと、こう思っております。

第２段階とすれば、このようなお互いの関係団体同士のネットワークをつくる。それから、今は地域から学校にベクトルが向いているのですけれども、学校から地域のほうにベクトルが向くというようなことを強化してつくっていくのが第２段階と捉えているところでございます。

私のほうからは、以上でございます。

○議長（舩見亮悦君）　以上で、小比類巻孝幸議員の質問を終わります。

◎日程第　２　認定第　１号から
日程第２３　議案第２５号まで

○議長（舩見亮悦君）　次に、日程第２　認定第１号平成３０年度三沢市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第２３　議案第２５号有線放送施設アンテナ設置工事請負契約の締結についてまでを一括議題といたします。

◎日程第２４　総括質疑

○議長（舩見亮悦君）　日程第２４　ただいま一括議題といたしました全議案に対し、総括質疑を行いますが、通告がありませんので、総括質疑を終結します。

◎日程第２５　特別委員会の設置及び議案の付託

○議長（舩見亮悦君）　日程第２５　特別委員会の設置及び議案の付託を行います。

お諮りします。

ただいま一括議題となっております議案の審査に当たりましては、１６名をもって構成する決算審査特別委員会、８名をもって構成する予算審査特別委員会、同じく８名をもって構成する条例等審査特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上慎重に行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（舩見亮悦君）　御異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会、定数１６名、予算審査特別委員会、定数８名、条例等審査特別委員会、定数８名をそれぞれ設置し、これに付託することに決しました。

それでは、議案の付託を行います。

決算審査特別委員会には、認定第１号から認定第９号までの計９件を、予算審査特別委員会には、議案第１３号及び議案第１４号の計２件を、条例等審査特別委員会には、議案第１５号から議案第２５号までの計１１件を、それぞれ付託します。

◎日程第２６　特別委員会委員の選任

○議長（舩見亮悦君）　日程第２６　特別委員会委員の選任を行います。

ただいま設置されました３特別委員会の委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、お手元に配付しております特別委員会委員及び付託議案一覧表のとおり指名します。

なお、特別委員会委員の方々は、次の休憩中に、委員長、副委員長をそれぞれ互選し、議長まで報告願います。

また、ただいま設置されました各特別委員会の組織会は、はじめに決算審査特別委員会を大会議室において、引き続き予算審査特別委員会を大会議室、条例等審査特別委員会を第２会議室において、それぞれ願います。

この際、委員会開催のため、暫時休憩します。

午前１１時０８分　休憩

午前１１時１８分　再開

○議長（舩見亮悦君）　休憩前に引き続き、

会議を開きます。

先ほど設置されました３特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果を報告します。

決算審査特別委員会委員長、山本彌一委員、副委員長、春日洋子委員。予算審査特別委員会委員長、堀光雄委員、副委員長、遠藤泰子委員。条例等審査特別委員会委員長、山本彌一委員、副委員長、春日洋子委員とそれぞれ決しました。

○議長（船見亮悦君）　以上で、本日の日程は終了しました。

なお、明日から１９日までは、特別委員会審査等のため、本会議は休会となります。

次回本会議は、２０日午前１０時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会します。

午前１１時１９分　散会